

小田原市入湯税取扱要領

(令和元年 11 月 20 日)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、小田原市市税条例（昭和 50 年小田原市条例第 2 号。以下「条例」という。）に規定する入湯税の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(入湯料金の定義)

第 2 条 条例第 33 条の 3 第 3 号に規定する「入湯料金」とは、入場料、休憩料、入湯料、延長料等名称のいかんにかかわらず、当該鉱泉浴場に入湯するために、支払う料金（当該利用時において当該利用者が、他に特段の条件がない場合に支払うべき通常料金をいう。）を合計したもので消費税及び地方消費税に相当する額を除いたものをいう。ただし、この料金に、タオル、浴衣、食事、休憩等の入湯以外の要素が含まれている場合において、特に制約を設けることなく当該入湯のみの場合の料金が区分され、一般に明示され、かつ利用者の意思により、実際にその料金での入湯が可能であるときは、当該料金を入湯料金とみなす。

- 2 一定時間以上の利用に追加料金が必要である場合は、追加料金を含めた料金を「入湯に要する費用」とする。
- 3 曜日により異なる利用料金の設定を行っている場合は、利用する日の料金を「入湯に要する費用」とする。
- 4 期間を定めて低廉な利用料金の設定を行っている場合は、利用する日の料金を「入湯に要する費用」とする。
- 5 入湯料金の定義の具体例については、別に定める小田原市入湯税特別徴収の手引による。

(入湯税の課税免除)

第 3 条 条例第 33 条の 3 第 2 号に規定する「共同浴場」とは、寮、社宅、療養所等に付設され、日常の利用に供されるものをいう。

- 2 条例第 33 条の 3 第 2 号に規定する一般公衆浴場は、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される銭湯（物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）の規定に基づき、神奈川県知事が入浴料の上限を指定している公衆浴場をいう。）をいう。
- 3 条例第 33 条の 3 第 4 号に規定する市長が特別な理由があると認める者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 学校教育上の見地から行われる修学旅行等の行事に参加する生徒等（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校のうち、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校並びに就学

前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定子ども園の幼児、児童、生徒及び学生をいう。以下同じ。）及びこれらを引率する者（以下「引率者」という。）

(2) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害において罹災証明書等により被災したことが確認できる者（以下、「災害被災者」という。）及び災害ボランティア活動証明書等により復興支援活動に無償で参加したことが確認できる者（以下、「災害ボランティア」という。）

(3) 医師の診断書により療養を目的とすることが確認できる者

4 前項第 1 号に規定する生徒等及び引率者に対し、課税免除の取扱いをした場合は、入湯税納入申告書の「課税免除の内訳」欄中、区分「その他」欄に学校名、学校所在地、生徒等数、引率者数及び入湯日を記入しなければならない。

5 第 3 項第 2 号に規定する災害被災者や災害ボランティアに対し、課税免除の取扱いをした場合は、入湯税納入申告書の「課税免除の内訳」欄中、区分「その他」欄に災害の名称、災害被災者及び災害ボランティア別の人数及び入湯日を記入するとともに、確認書類の写しを添付しなければならない。

6 第 3 項第 3 号に規定する療養を目的とすることが確認できる者に対し、課税免除の取扱いをした場合は、入湯税納入申告書の「課税免除の内訳」欄中、区分「その他」欄に該当の人数及び入湯日を記入するとともに、確認書類の写しを添付しなければならない。

（宿泊の定義）

第 4 条 条例第 33 条の 4 に規定する「宿泊」とは、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 5 項に規定する宿泊をいう。

2 宿泊を伴わない入湯において、当該施設に継続して 2 暦日にわたり滞在した場合は、当該入湯は、滞在開始時刻の属する日 1 日の入湯とする。

（鉱泉浴場が設置された宿泊施設における入湯）

第 5 条 鉱泉浴場が設置された宿泊施設においては、原則として、宿泊者を入湯客とみなし、入湯税を課するものとする。ただし、個々の宿泊者の入湯の有無を把握することができる場合は、入湯していない者に対しては入湯税を課さない。

（その他）

第 6 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年 11 月 20 日から施行する。